

平成30年6月京都府防災会議及び京都府国民保護協議会 結果概要

- 日時 平成30年6月8日（金）午前10時30分～12時00分
- 場所 京都府職員福利厚生センター 第1～5会議室
- 出席 防災会議会長・国民保護協議会会長：西脇京都府知事
防災会議委員 57名
国民保護協議会委員 52名
牧教授（京都大学防災研究所）

■会議概要

1 開会あいさつ（西脇知事）

- ・ 昨年7月には、九州北部豪雨が発生し、本府においても平成24年からの6年間で災害救助法が適用された水害が4度発生。また、いつ地震が発生してもおかしくない状況。
- ・ 府としては、予防型の対策を講じていくため、関係機関や府民の皆様が一体となってソフト面・ハード面から総合的な防災・減災対策を推進しているところ。
- ・ 就任直後には、被害発生前から庁内関係部局の指揮官クラスが参集し初動対応を迅速に行う緊急参集チームを設置し、また、今後全ての府管理河川において洪水浸水想定を想定最大規模降雨による見直しを予定しており、さらには、自主防災組織等が早めの避難行動をとるためのタイムラインの作成や、災害時に府が行う応急対応業務のマニュアル化、市町村が行う応急対応業務の標準化を推進していきたいと考えている。

2 協議事項

(1) 危機管理体制の充実・強化について

① 危機管理体制の充実・強化について<資料1-1、1-2、1-3>

○危機管理体制の充実・強化について

平時からの備え：「災害からの安全な京都づくり条例」の一層の推進
「災害時応急対応業務の標準化」について

緊急時の体制強化：緊急参集チーム、緊急時の情報収集体制等の強化

○災害時応急対応業務の標準化（京都大学防災研究所 牧教授）

- ・ 組織ごとにやり方が違う、災害対応の経験が蓄積されない、複合災害への対応などの課題を解く鍵は災害対応の標準化
- ・ 特に、通常業務ではない「災害対策本部運営」、「避難所運営」、「物資輸送」をまずは標準化する必要がある。
- ・ 標準化を図ることで、災害派遣等による各機関との協働や経験の蓄積、さらには意思決定権者が定型化されていない業務へ専念することが可能になる。

○災害時応急対応業務標準化等検討委員会の設置について

- ・ 京都府防災会議「地域防災の見直し部会」に設置

[意見交換]

●西脇知事

定型的業務をマニュアル化することで突発的事項に幹部が対応できる。さらには、共通化することでいざという時に連携や応援が可能となる。マニュアル化に当たっては各機関との連携が必要になるので各機関とも協力をよろしくお願いしたい。

(2) 京都府地域防災計画の修正について

① 関連事項報告<資料2、3-1、3-2、3-3、京都地方気象台資料、4-1、4-2、5-1、5-2>

- ・ 関西防災・減災プラン 変更の概要

- ・「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」を踏まえた南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について（内閣府等通知）
- ・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に関する基本的な流れ
- ・「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の京都府の対応について
- ・水害等避難行動タイムライン作成指針
- ・京都府広域火葬計画の策定について
- ・「南海トラフ地震に関する情報」と洪水警報を補足する「危険度分布」について（京都地方気象台発表）

[意見交換]

●牧教授

水害等避難行動タイムラインは、いつ、だれが、何を行うかを整理したもの。作成は容易ではないと思うが、資料4-2を参考に、確認する情報、行動の内容・実施時期、スイッチについて、府、市町村、地域が連携して検討して欲しい。

●西脇知事

水害等避難行動タイムラインの作成はなかなか難しいかと思うが、逃げ遅れをなくし、命を守るために必要。特に高齢者などは早めの避難が重要となる。各機関とも連携しながら進めたいと思うので協力をお願いします。

② 京都府地域防災計画の修正について<資料6-2, 6-3>

（計画修正の主なポイント）

- ・国の施策等を踏まえた修正
 - ・関西広域連合広域防災局の取組を踏まえた修正
 - ・防災会議専門部会等の意見を踏まえた修正
 - ・府の施策等を踏まえた修正
- 等

（3） 京都府戦略的地震防災対策推進部会の状況について<資料7>

- ・平成29年度末時点で、336事業のうち163事業（49.0%）が完了・定着化しており、概ね順調に進捗
- ・日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定の実施及び南海トラフ地震等の発生確率の更新を踏まえて戦略的地震防災対策指針及び推進プランを見直し

（4） 京都府水防計画の変更について（諮問事項）<資料8-1, 8-2>

（計画変更の内容）

- ・洪水浸水想定区域の指定・公表
- ・水防法等改正による要配慮者施設の利用者の避難確保計画作成義務

3 報告事項

（1） 災害からの安全な京都づくり条例について<資料9>

- ・府、国、市町村及び府民等が一体となって、まちづくりの段階から防災対策の推進し、府民が安全に暮らすことができる京都府を実現することを目的とする。

（2） 今年度の水害対応について<資料10>

- ・被害を軽減するためのハード対策の推進、最悪の事態を想定し府民の命を守るためのソフト対策を推進し、災害情報の充実・精度向上・共有化により、行政や防災機関が連携を密にして対応する。

（3） 国民保護の取組について<資料11>

- ・北朝鮮からの弾道ミサイル発射を受け、府危機管理調整会議を開催し、情報伝達体

制を徹底、市町村等危機管理担当課長会議を通じてJアラート等の緊急点検、「弾道ミサイル落下時の行動について」住民周知を要請したところ。

- ・11月に弾道ミサイル対応図上演習や国民保護セミナーを、11月14日と3月14日にJアラートの全国一斉情報伝達試験を、12月には「弾道ミサイルへの対応について」をテーマとして自衛隊との意見交換を実施。
- ・今年度は弾道ミサイル発射時は平成29年度と同様に対応するとともに、京都府国民保護セミナーの実施等を予定。
- ・京都府国民保護計画について、国の「国民の保護に関する基本指針」において、弾道ミサイル落下時の行動に対し、周知すること等を追記する変更がなされたため、この内容を反映したもの。

(4) 平成30年度京都府総合防災訓練について<資料12>

- ・9月2日に綾部市総合運動公園で実施予定。

(5) 高浜地域、大飯地域の緊急時対応等について<資料13, 14, 15>

- ・「高浜地域の緊急時対応」は策定後の訓練を受け改定
- ・新たに再稼働する大飯発電所3・4号機について、上記の改定を含め「大飯地域の緊急時対応」を策定
- ・大飯地域発電所に係る地域協議会を設置
- ・大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定（安全協定・通報連絡協定）等を締結

(6) 平成29年度原子力総合防災訓練等について<資料16, 17, 18>

- ・11月12日に、UPZ 圏内の市町等と連携し孤立地域等の悪天候等を想定した複数の避難方法、経路の設定を始めとする訓練を実施した。
- ・本年度の訓練は、大飯発電所及び高浜発電所を対象に夏頃の実施を予定している。

(7) 京都府防災会議会長の専決処分について<資料19>

- ・15市町の地域防災計画の修正について、京都府防災会議として意見がない旨、会長が専決

[意見交換]

●府町村会会長

- ・京都府の排水ポンプ車について、いつ頃の配備予定か。また、排水ポンプ車の出動要請から排水開始までの時間を早くして欲しい。今後、排水ポンプ車を増やす際には、積載するポンプ数が多いものにしてもらいたい。

●府建設交通部長

- ・台風シーズンまでに配備予定。府南部2台、北部2台の体制となり、緊急時は早めに対応をすることとしたい。その他の指摘についても検討したい。

■結果

協議事項、諮問事項については了承された。